



第1回 会計制度と監査

(会計情報とフィルター)

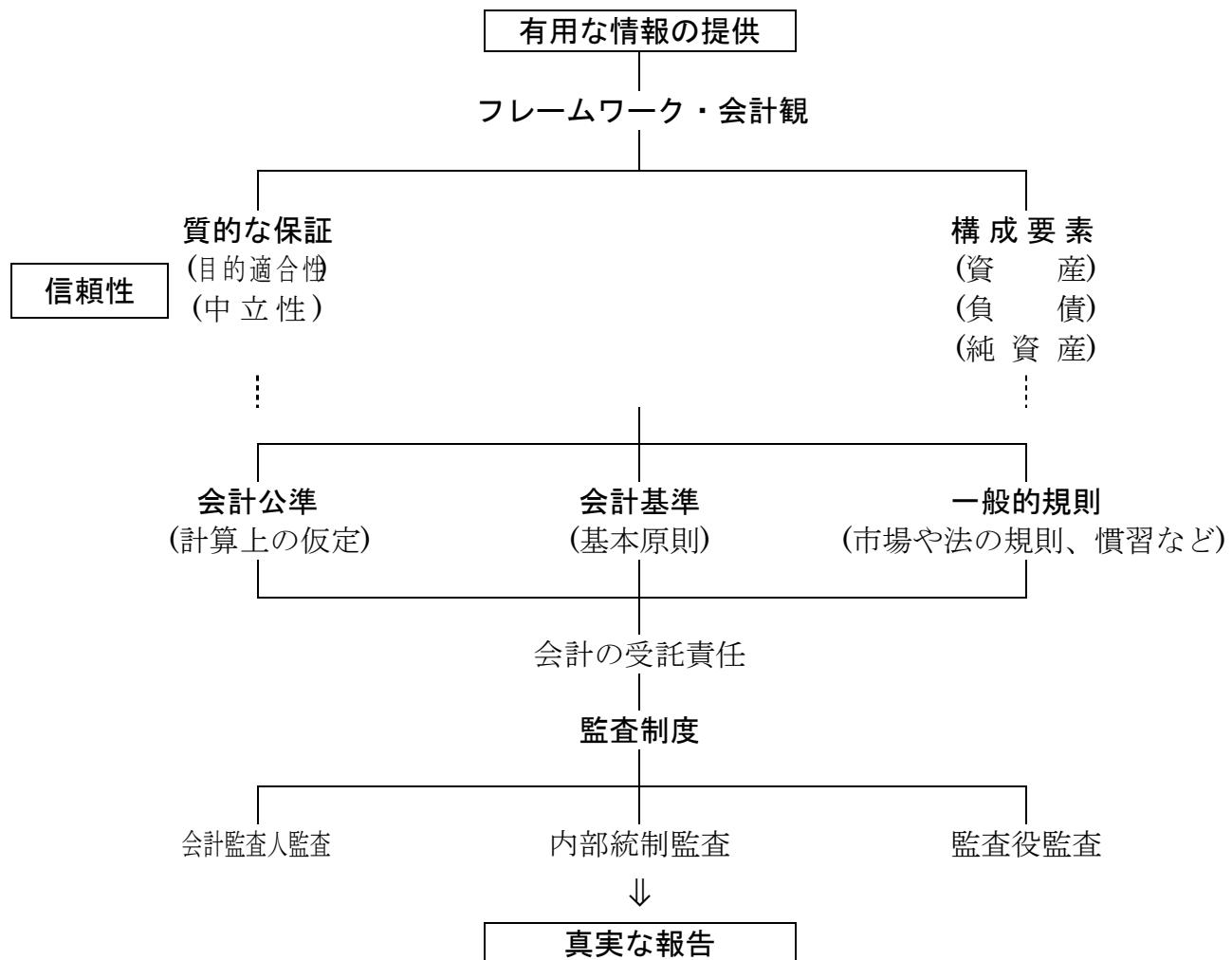
会計と経営のブラッシュアップ
平成24年4月2日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ 佐藤信彦著 H23年4月中央経済社発行)(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(公認会計士試験論文式財務諸表論第5版 石井和人著 H22.10中央経済社発行)

I. 適正なフィルターにより正確化する会計情報

- ①国際会計基準 — 金融商品取引法 — 内部統制制度
- ②会社法 — 大会社の会計 — 中小企業の会計指針
- ③監査制度 — 会計監査人監査 — 監査役監査

1. 会計の基礎的的前提 (各フィルターを経て正確な報告がされる)



2. 会計の目的と会計観

概念フレームワーク

企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、個々の会計基準が依拠すべき一般基準である。

各国の「会計観」(会計思考)のエッセンスであり、その国の会計基準を貫徹する基本思想である。(ということは、会計は国や地域の影響を受けざるを得ない)

(1) 財務報告の目的

IFRS は財政状態を重視する

企業自体の観点から、資金提供者などの投資意思決定における有用性に資する財務報告を目的とする（企業主体論）

経済的資源や請求権を B/S で表示し、その変動を P/L で開示する。

B/S (財政状態計算書) を起点として、P/L (包括損益計算書) の説明を経て財政状態を考える「資産負債観」を持っている。

一方、日本の会計は財政状態よりも経営成果と投資ポジションを重視する。投資ポジションでは、その投資がリスクから解放された時点で、業績（投資の効果）を認識するという純利益（業績）を重視している。

投資ポジションとは何か、経営成果の累積又は純財産と考えるのか。

（未実現利益—評価差額金など）

(2) 質的な保証

（目的適合性）

（信頼性）

（中立性）

(3) 構成要素の明確化

（資産）

（負債）

（純資産）

3. 会計公準

会計実務において暗黙のうちに承認されている基本的な会計上の仮定であり、会計基準の変更はこの会計公準の枠内で行われる。(仮定)
一般的なものとして、次のものがある。

- ①企業実態の公準
- ②貨幣的評価の公準
- ③会計期間の公準

①企業実態の公準

株主、事業主から切り離されて会計が行われる企業そのものの存在を仮定するという前提である。

企業そのものとは**独立の法人格を持った法的実体**であり、株主や事業主とは切り離された「企業の会計」を行うということである。

②貨幣的評価の公準

すべての会計行為の成果は**貨幣という測定単位**によって行われる。

人的資源、経営者の能力等は企業活動に欠かすことのできない重要な企業価値であるが、それらを貨幣価値で客観的に評価することはできず、貸借対照表に計上できない(会計対象にならない)という問題もある。

③会計期間の公準

企業は永続するものと仮定され、一定期間で区切らなければ、企業の経営成績と財政状態を報告することはできない。会計期間の公準は、企業活動の成果報告を一定の期間に区切ることをいう。

4. 会計基準の意義

例えば、日本では企業会計原則

一般に認められた会計原則（GAAP）とは、1つには権威ある会計基準の設定機関によって設定されたルールであること。いま1つは長年にわたり会計実務で培われ熟成されてきた慣習 経験の蒸留であること。

日本の企業会計の根幹となる重要なルール

企業の財政状態と経営成績の適正表示をするための会計的な慣習

(1) 真実性の原則と重要性の原則

相対的真実性と重要度の勘案

会計プロセスの妥当性と結果の正確性

(2) 正規の簿記の原則

正確な会計帳簿の作成の必要性

(3) 資本取引・損益取引区分の原則

資本とは元本、利益とは果実

(4) 明瞭性の原則

わかりやすい財務諸表の表示

(5) 単一性の原則

財務諸表の作成の基礎となる会計記録は同一

(6) 繼続性の原則

会計基準の適用は毎期継続、期間比較の可能性

(7) 保守主義の原則

予想の利益は計上すべからず、予想の費用は漏らすべからず

5. 会計制度とフィルター

先に述べた会計観、会計公準等の各種のフィルターを経て真実な報告がもたらされる。

(1) 会社法（計算書類）

（非上場企業の会計基準）

経営者の受託責任

会社の債務弁済能力

(2) 金融商品取引法（財務諸表）

（上場企業の会計基準）

会社及び企業集団の収益力

投資のための情報開示

(3) 内部監査というフィルター

(4) 外部監査というフィルター

6. 内部統制の評価と監査

(1) 内部統制報告書

経営者が作成する財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する報告書をいう。

内部統制報告書には、(1)整備及び運用に関する事項、(2)評価の範囲、時点及び評価手続、(3)評価結果、(4)付記事項等が記載される。

(2) 内部統制監査報告書

経営者が作成した内部統制報告書の適正性について、公認会計士等により監査証明を受けることをいう。

監査人は経営者が作成した内部統制報告書について、その適正性を確かめるために内部統制監査を実施し、原則として財務諸表監査と一体として監査意見を表明する。

7. 会計監査の歴史

(以下、2008年2月 中央経済社発行 山浦久司著 会計監査論から)

(1) 起 源

文字に残された会計記録は紀元前4000年頃のエジプトに遡り、会計監査の起源もエジプト文明にまで遡る。世界各地において国家等公的な部門を中心に行なわれていた。

(2) 職業会計人の発祥

イタリアでは13世紀以前

(3) 複式簿記

1478年 ドイツの大商人 フッガ一家で採用

1494年 ルカ・パチョーリによる複式簿記の紹介書「スンマ」

(4) 会社制度の始まりと確立

1719年 イギリスの南海会社泡沫事件

1920年 フランスのミシシッピー・バブル事件

19世紀の会社法へ

(5) フランス

1807年 ナポレオン商法典が生まれ、合名、合資、株式会社を法律的に明示

1920～30年代の金融スキヤンダルを通じて、監査役、監査手続の明示

1942年 認許会計士協会の発足

(6) ドイツ

他の欧州諸国並に13世紀頃から会社が設立されており、1585年宣誓帳簿監査士が認められた。

1861年ドイツ商法典において監査役会の明文規定が設けられる。

(7) イギリス

南海会社泡沫事件の前後から会計士の職業が発達して行った。

19世紀の中頃からデトロイト、クーパーブラザース、プライス・ウォーターハウス、ピートといった大会計事務所の前身が設立された。

(8) 19世紀のアメリカ

1776年独立後、欧州諸国に先立ち準則主義による会社法が取り入れられる。1880年代イギリスの資本がアメリカの産業に投資されるとともに、イギリスから多くの会計士が渡航してきた。

アメリカの産業や金融において定期決算監査が行われ、アメリカ公認会計士協会が設立され、1896年にはニューヨークで公認会計士法が制定される。

(9) 20世紀のアメリカ

第一次世界大戦はアメリカを世界の大国に押し上げ、会計監査は広がりを見せるが、1929年の株価暴落をきっかけに企業活動及び財務報告と監査の改善が問題になった。

1933年証券法、1934年証券取引法の施行により証券の発行市場と流通市場が整備され、1934年に放置されたSECに提出する財務諸表に独立公共会計士の監査説明を付すことが要求された。

(10) EU

1984年頃から会社法、法定監査の世界的統一の気運が高まる。

2000年6月に、2005年までに欧州のすべての上場企業に対し国際会計基準の適用を実施することを求める。

(11) 現代のアメリカ

1970、80年代の「期待ギャップ」論争

(12) 国際化

(13) 今後の動き

(14) TAX heavenとグローバル時代の投資

8. 会計監査のフレームワーク

(1) 会計監査の定義

経済活動や事象についての**主張**(assertion)である財務諸表に関して、判断基準(criteria)、会計基準、監査基準との間の合致の程度(degree of correspondence)を確かめるため**客観的な証拠**を入手して、**独立監査人**が評価し、利害関係人に報告する作業である。

(2) 財務諸表監査としての会計監査

上記の定義を改めて述べると、**会計監査**とは、企業の公表する財務諸表が、一般に認められた監査基準に準拠して企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているか否かに関して、**独立の職業監査人**が、一般に認められた監査基準に準拠して、証拠を入手し、かつそれを評価し、その結果を財務諸表の利用者に対して報告する組織的な行為の過程である。

(3) 二重責任の原則と助言機能

- ① 財務諸表の作成者の責任（経営者）
- ② 第三者たる判定人の責任（監査人）
自己証明は証明にあらず

(4) 監査人と独立性

- ① 二重責任の担保の要請
- ② 公正な判断の担保の要請

(5) 会計監査の限界

- ① 会計判断の相対性（経営者の判断と監査人の判断の差異）
- ② 取引実態や事象や事実への監査人の関与の限界
- ③ 内部統制の差異及びリスクのレベル
- ④ 契約事項としての監査の限界

(6) 会計監査と不正発見機能

- ① 不正発見と監査人の責任
- ② 期待ギャップ
- ③ 会計数値監査と実態（監査）とのズレ
- ④ 説明責任の解明レベル
- ⑤ 実態監査機能

(7) 虚偽表示と監査基準

- ① 監査基準の立場
- ② 職業的懐疑心
- ③ 不正発見と実務指針

(8) リスク・アプローチとフィルター

(9) 繰り返される会計不正と監査

9. 会計監査の制度化

(1) 会計監査のニーズの生成

- ① なぜ会計監査が必要か
- ② なぜ高額な報酬を払ってまで監査するのか
- ③ なぜ外部に監査をさせるのか
- ④ なぜ会計監査は社会的に必要なのか

(2) 監査の必要性の論理

- ① 作成者と利用者の利害の相克
- ② 利用者にとっての情報の重要性
- ③ 監査行為の複雑性
- ④ 作成者と利用者の遠隔性

(3) リスク情報と保険

(4) 会計監査制度の依拠するところ

II. ディスクロージャー(開示)とは

- ①財政状態(B/S)、経営成績(P/L)及びC/F計算書と分析の開示
- ②リスク情報の開示
- ③コーポレートガバナンスの状況の開示
- ④会計方針等の変更、誤謬の訂正の開示

1. ディスクロージャー制度

(1) 計算書類（会社法）の開示

債権者保護の観点から、大手会社か否か、公開会社か否か

(2) 有価証券報告書（金商法）の開示

投資者保護の観点から、上場会社等について開示を行う。

有価証券報告書、確認書、内部統制報告書、タイムリーディスクロージャー、インサイダー取引

(3) 自主的な開示と企業イメージ

ジョンソン＆ジョンソン（1982年タイレノール事件）

鎮痛剤に何者かが青酸カリを投入

事件発生1時間後 TVラジオ放送、服用中止

100億円以上かけて3,100万個の回収

会社をかけて対応

パナソニック（2006年温風機事件、2007年電子レンジ等）

一酸化炭素中毒 発煙事故 305万台回収

TVCM4.2万本 事故同型機以外の同設

チラシ6.9億枚 計品の回収

249億円

ライブドア事件（2006年）

証券取引法違反、東京地検特捜部

IT関連株の急落

1. 50億円の粉飾

（経常利益-3億円→+53億円）

同時期に1,600億円の資金調達、

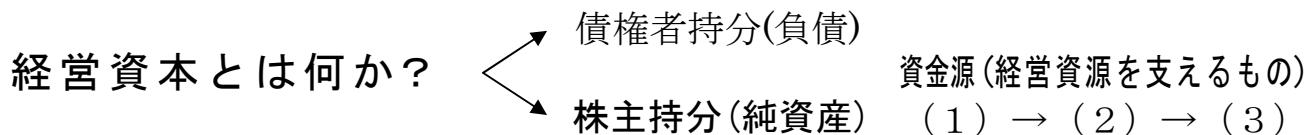
代取が145億円の持株売却

2. 偽計、風説の流布、株価総額の低落

事件直前7,300億円→1ヶ月後640億円

H23. 7. 25

2. 経営資源の重点の変遷



何を重視して経済活動が行われているか。その結果、会計も変化する。

(1) 実物経済（モノ作りの経済）…貸方経営資本（例示）

株主から拠出された資本は、会社の生産的設備へ投資されて利益を獲得するということが想定されていた。実物中心の経済である。管理者は貸方資本の維持を重視しなければならない。

(2) マネー経済（金融財の経済）…経営資本の流動性化（例示）

プラザ合意の頃から経済の中心が実物財から借方金融財へ移行する。金融財の比重の高まった経済社会では、「ボラティリティ」（価格の変動）と「フィージビリティ」（現金化可能性）を特性とする借方金融資産が重視される。それはリクイデーション（清算）重視の経済である。

(3) 知的情報経済（ベンチャービジネスの経済）…経営資本のベンチャー化（ライブドア）

知識に対する資金の提供という図式である。知的ビジネスモデルによるアイディアを事業に創り変えるようなイメージで、人、ノウハウの経済活動が中心となる。

(4) 会計の複眼思考と借方経営資源の変化

経営資源とそれを支える経営資本

資産	負債	
生産財 ↓ 金融財	(他人資本→マイナス資産)	
		(経営資本=資金)
↓ 知的財	純資産 (自己資本→差額概念)	

連結貸借対照表

新日鉄財務諸表

				(単位 百万円)			
借 方	2011年3月31日	2010年3月31日	増減	貸 方	2011年3月31日	2010年3月31日	増減
流 動 資 産	1,710,575	1,642,168	68,407	流 動 負 債	1,358,338	1,370,087	△11,749
現金及び預金	72,760	78,197	△5,437	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	476,592	449,877	26,715
受取手形及び売掛金	459,906	457,804	2,102	短 期 借 入 金	310,150	304,743	5,407
有価証券	10,186	12,723	△2,537	コ マ シ ャ ル レ ー パ ー	32,000	78,000	△46,000
棚卸資産	929,284	854,763	74,521	リ ース 債 務	2,969	3,019	△50
繰延税金資産	76,261	108,971	△32,710	未 払 法 人 税 等	24,783	23,308	1,475
その他の	163,629	133,867	29,762	未 払 費 用	237,247	239,583	△2,336
貸倒引当金	(-)1,453	(-)4,161	2,708	工 事 損 失 引 当 金	4,504	3,522	982
				そ の 他	270,090	268,032	△2,058
固 定 資 産	3,290,285	3,360,210	△69,925	固 定 負 債	1,261,596	1,296,614	△35,018
有形固定資産	1,818,384	1,878,351	△59,967	社 債	385,065	364,958	20,107
建物及び構築物	499,951	489,884	10,067	長 期 借 入 金	602,480	626,910	△24,430
機械装置及び運搬具	880,409	930,307	△49,898	リ ース 債 務	5,185	6,132	△947
工具器具及び備品	25,863	27,222	△1,359	繰 延 税 金 負 債	36,719	74,861	△38,142
土地	326,602	321,670	4,932	土 地 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,471	9,043	3,428
リース資産	9,409	9,842	△433	退 職 給 付 引 当 金	155,760	141,995	13,765
建設仮勘定	76,146	99,423	△23,277	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,705	4,603	102
				特 別 修 繕 引 当 金	21,983	28,772	△6,789
無形固定資産	62,611	46,870	15,741	そ の 他	37,224	39,336	△2,112
特許権及び利用権	21,137	14,257	6,880	負 債 合 計	2,619,935	2,666,701	△46,766
ソフトウェア	19,986	6,631	13,355	株 主 資 本	1,794,340	1,713,114	81,226
のれん	20,779	25,161	△4,382	資 本 金	419,524	419,524	—
リース資産	707	819	△112	資 本 剰 余 金	114,553	114,345	208
投資その他の資産	1,409,289	1,434,988	△25,699	利 益 剰 余 金	1,522,786	1,441,248	81,538
投資有価証券	1,223,810	1,272,033	△48,223	自 己 株 式	(-)262,524	(-)262,004	△520
長期貸付金	22,481	24,373	△1,892	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	66,459	131,267	△64,808
繰延税金資産	47,265	30,210	17,055	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	104,783	158,364	△53,581
その他	120,727	112,724	8,003	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	(-)3,099	(-)1,846	△1,253
貸倒引当金	(-)4,994	(-)4,353	△641	土 地 再 評 価 差 額 金	11,523	10,759	764
資 产 合 计	5,000,860	5,002,378	△1,518	為 替 換 算 調 整 勘 定	(-)46,748	(-)36,010	△10,738
				少 数 株 主 持 分	520,126	491,294	28,832
				純 資 产 合 计	2,380,925	2,335,676	45,249
				負 債 純 資 产 合 计	5,000,860	5,002,378	△1,518

注記：百万円未満は切り捨ててて表記。なお、増減については表記した値の差を表記。

3. 旧商法会計から会社法会計へ

- (1) 明治 32 年に施行された商法は、大陸法系（成文法）の**債権者保護**（会社の純財産の維持）を法理念とするものであった。
- (2) それは**株式会社制度**（株主有限責任、株式譲渡の自由等）という資金調達（直接金融等）に有利な仕組みを提供すると同時に、銀行等の**間接資金提供者**の債権の保全という観点から**債権者保護**の必要性が生じた。
- (3) 戦後の昭和 25 年の商法会社編の改正は、**慣習法**の法思想に影響されたが、**債権者保護の計算理念**は変わらなかった。
- (4) しかし、平成 18 年に施行された**会社法**は、**情報提供機能の重視**と**債権者の自己責任**の観点から大幅に改正された。グローバル化の進展、IT 技術の活用などに伴う時価基準の適用や利益分配の多様化などの下、**情報提供機能**が重視されるようになった。
- (5) そのような事情を反映して、債権者保護という視点が薄れて、**利害関係者への情報提供**に重点が移り、次のことが設定されている。
 - ①情報提供機能—メディア、IT 等によるディスクロージャーの強化
 - ②剰余金分配規制—
 - ③計算書類作成要件の強化—
- (6) **債権者保護**から**自己責任**へ

資本の部(意味のあるもの)から純資産の部(計算上の差額)

4. 会社法における資本の部から純資産の部への改正

(1) 従来は資本を、**払込資本金と獲得利益の留保**としてきた。

また、資産の部、負債の部、資本の部という区分ではあったが、特に資本の部の区分は大多数の賛同を得られたものではなかった。

その理由は、経済活動の変化とともに負債と資本の関係が次第に区分しづらくなっているという事実がある。例えば、

- ① 返済期限の定めのない永久債は、負債と言えるのか。経済実態として資本と比較してどのような差があるのか。
- ② 償還株式は社債とどこが違うのか。
- ③ 土地評価差額金や金融商品の時価評価損益は、株主への帰属という点で見るとどのように考えればよいのか。変動中の評価差額は、獲得利益とどのような違いがあるのか。
- ④ 連結財務諸表の少数株主持分は負債なのか、資本なのか。
- ⑤ 新株予約権は権利行使されれば資本となるが、権利行使されない場合は利益となり、負債(義務)とも資本(利益、持分)とも言えない。

今回の会社法の改正は、純資産の部について、従来の資本概念を**株主資本**という形で残しつつ、時価評価差額損益、繰延ヘッジ損益、少数株主持分などを**株主資本以外の項目**として区分し、両者を合わせて**純資産**とした。即ち、資本主の持分「**株主への帰属=資本の部**」から、**資産と負債の差額「資産-負債=純資産の部」**への変化である。

5. ビジネス・リポーティングによる開示

(1) ビジネスの概観

企業概況、経済産業環境、技術トレンド、環境問題

(2) 企業戦略

戦略の概要、ビジョン、ミッション、自社の強味、弱味、チャンス、脅威、事業ポートフォリオ、知的財産の開示

(3) 資源とプロセス

資源（資金、設備、組織、人材）、内部統制、戦略バランススコアカード、ガバナンスとリスク管理

(4) 業績の説明

6. 用語の解説

(1) 潜在株式

その保有者が普通株式を取得することができる権利や、普通株式への転換請求権等を付された証券であり、新株予約権、転換社債型新株予約権付社債、転換予約権付株式などをいう。

潜在株式が顕在化すれば一株当たり利益の希薄化を招いたり、配当負担が増えたり、株式の安定化比率が低下する。

「潜在株式調整後一株当たりの当期純利益」

(2) 確定給付年金

将来の受給額が予め確定している企業年金。

各事業年度末において、積立金の額が責任準備金および最低積立基準額を上回っている必要があり、不足した場合には追加拠出が求められる。そのため会社は運用リスクを負っている。

(3) 確定拠出年金

企業の拠出額が決まっているため運用実績により受給額が変動する。従って運用リスクは受給者に帰属し、企業は運用リスクを負わない。

従来制度から移行にあたっては、従来制度下での年金財政上の積立不足をすべて解消することが条件となっている。

7. 追加情報の注記について

(1) 定 義 (改正平成 16 年 3 月 17 日 日本公認会計士協会)

会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、**利害関係者**が企業集団又は会社の財務及び経営の状況に関して適正な判断を行う上で必要と認められる情報である。

(2) 追記情報を記載するか否かは**監査人の判断**によるが、何を記載対象とするかは、経営者が財務諸表において開示した情報に限られる。**追記情報**には、継続企業の前提に係る重要な疑義に関する事項、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、および重要な後発事象などがある。

追記情報は、もし経営者が必要な注記を行わないとしたら、不適正意見を表明するほどの著しい影響を財務諸表に与える事項などに限られるため、財務諸表を利用する際には特に注意が必要である。

(プロフェッショナル用語辞典から)

8. 後発事象に関する監査上の取扱い

(1) 定 義 (改正平成 21 年 7 月 8 日 日本公認会計士協会)

後発事象とは、**決算日の翌日以降に発生**した、会社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす会計事象である。後発事象は開示後発事象と修正後発事象に分類される。開示後発事象とは、発生した会計事象が当該事業年度の財務諸表には**影響**を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、重要性によって当該事業年度の財務諸表に注記を行う必要があるものである。一方で修正後発事象とは、決算日後に発生した会計事象ではあるが、実質的な原因が決算日現在においてすでに存在しているため、当該事業年度の**財務諸表に修正**を行う必要があるものである。

金融商品取引法においては、後発事象として上記の対応が必要なものは、有価証券報告書や四半期報告書の提出日までであり、それ以降は翌期の財務諸表において期中の会計事象として認識されることになる。

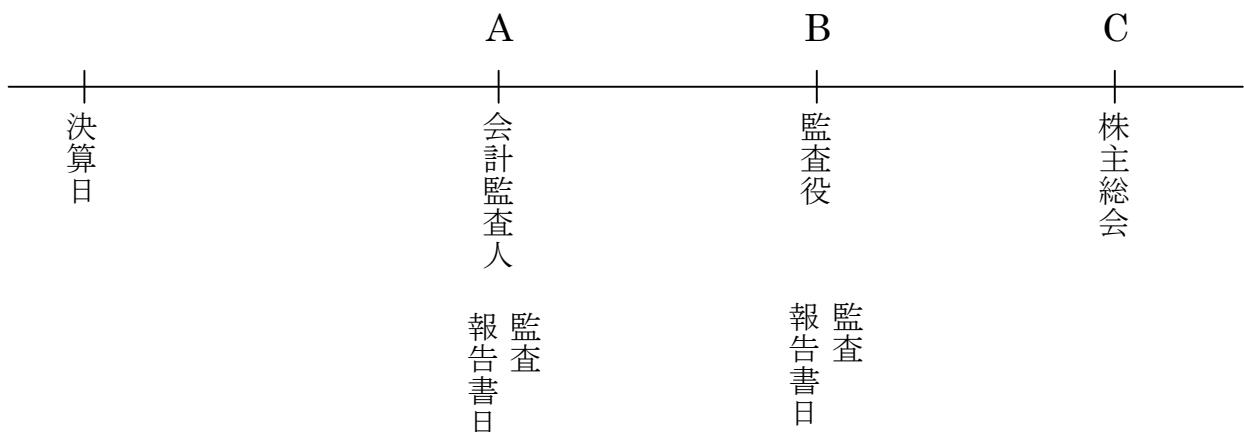
[修正後発事象]

期間	会計法計算書類	金商法財務諸表
A	計算書類で当該事象に関する修正を行う。	財務諸表で当該事象に関する修正を行う。
B	会計監査人監査報告書が提出されているので、計算書類の修正は実務上困難であり、監査役が監査報告書にその内容を追加記載する。	
C	監査役監査報告書が提出されているので、計算書類の修正も監査報告書による開示も事実上不可能である。株主総会で取締役から報告することが考えられる。	財務諸表の修正は実務上困難であるため財務諸表で開示後発事象として注記する。

[開示後発事象]

期間	会計法計算書類	金商法財務諸表
A	計算書類に注記する。	
B	監査役が監査報告書にその事實を追加して記載する。	財務諸表に注記する。
C	どの書類でも開示は事実上不可能である。株主総会で取締役から報告することが考えられる。	

(プロフェッショナル用語辞典から)



A-I-J事件再発防止策

A-I-J投資顧問に対する業務停止命令を機に、投資顧問会社への規制強化や厚生年金基金の資産運用のあり方を巡る報道が一気に過熱した。もつとも、同社に対する証券取引等監視委員会の検査は継続中であり、その実態は必ずしも明らかとなっていない。たんなる金融事件にとどまらず、公的年金の運用・給付を代行する厚生年金制度の矛盾に光があてられていることも、今回の報道合戦の特徴といえる。

実態は いまだ闇の中

「A-I-J投資顧問事件」が世間に騒がせている。

1月23日に開始された証券取引等監視委員会によるA-I-J投資顧問への検査の過程で、同社が投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用状況に関して疑惑が生じ、関東財務局（金融庁）が同社に金融商品取引法（金商法）に基づく報告を求めたところ、「現時点での毀損額・

説明できない状況にある」といふ、投資家に現在の運用状況を説明できることも、今回も報道合戦の特徴といえる。

9割が消失していると報道されたり、老後の年金へのダメージが社会に衝撃を与えた。

しかし、A-I-J投資顧問の運用実態はいまだ闇に包まれている。新聞報道が事実なら詐欺・

横領の類いだが（同社は契約資産の増加分の20%に相当する成

功報酬も得ていた）、現在の検査は業者の協力を求めて行われる通常検査であり、犯則事件を対象とする強制検査は開始されていない。また、同社は3本の

ケイマン籍外国投信を運用し、

アイティーエム証券を通じて販

売していたが、販促資料の記載

からは、これらファンドには監

査法人（グラント・ソーン

ン）や受託銀行（HSBCグル

ープのバニューダ銀行）が存在

し、受託銀行が純資産価額（N

A V）を算出する取り決めのよ

うにみえる。監査法人や受託銀

行が存在していたのに、運用状

況がわからなくなってしまった

のはなぜなのだろうか。

浮上する再発防止策

実態不明の部分が多いが、事件の再発防止策が先行して新聞紙上を賑わせている。

一つの流れは、投資顧問会社に年金運用を担わせることを問題視するものだ。

投資顧問会社は資産管理を行

わないため、年金基金等が投資

顧問会社と投資一任契約を結ぶ

場合には信託銀行と別途、年金

特定信託契約（年金特金）を結ぶ。

こうした運用機関と管理機

関を分けるスキームは、両者の

相互牽制を期待できるという意

味で優れていると評価され、公

的年金（国民年金・厚生年金）

の運用を担う年金積立金管理運

用独立行政法人（GPIF）も

基本的に運用受託機関と資産管

理機関を分けて業者の選定基準

を設けている。

ところが、A-I-J投資顧問は年金基金等との投資一任契約に基づき自分が運用する前述の外

国投信を受託銀行に購入させていたとされる。この場合、受託

銀行にとつては運用の中身がブ

新聞の盲点

ラックボックスになり、運用機関に対する牽制が働きにくくなれる。また、投資一任業務は当初認可制だったが、07年9月施行の金商法で登録制となり、登録業者は263社と多い。このため、当局の検査・監督も行き届かず、A I J 投資顧問に検査が入ったのは、投資顧問会社への検査権限が金融庁から証券取引等監視委員会に移行した05年7月以後、今回が初めてだった。

もう一つの流れは、資産管理を行う信託銀行の責務を強調するものだ。年金運用の専門家からは、「受託財産の価額のチエックは信託銀行の責務に含まれるはず」との声が聞かれる。ただ、信託銀行側では「年金特金はたんなる事務の受託」（大手信託広報部門）との意識が強いようであり、受

A I J 投資顧問の年金運用スキームは、小口の資金を効率的に運用するために一般的に採用されているものだ。しかし、運用会社幹部は大手の投資顧問会社では「今回のような事件は起りえない」と強調する。運用対象に私募の外国投信を組み込む場合には、大手の受託銀行をアドミニストレーターとしてN A V の算出を委ねているし、自身も確立した基準（米国公認会計士協会の S S A E 16 等）に基づく内部統制監査を毎年受けていることが、防壁となるからだ。

厚年基金のあり方にもメス

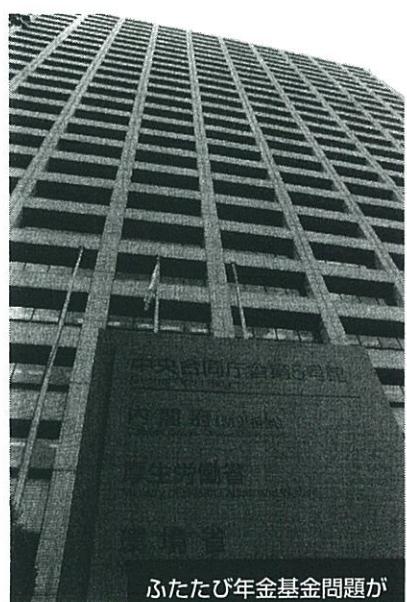
託財産に組み込まれたファンドの N A V チェックまで行うことの実務上可能かどうかには疑問がある。外国投信の受益証券の登録名義人は販売証券会社になつており、受託銀行は直接権利行使できないという問題もあるようだ。信託銀行界では信託協会にワーキンググループをつくり、何ができるかを検討するこになつていて。

内部統制監査では、経営者自身が内部統制システムの記述書とそれを登録名義人は販売証券会社になつており、受託銀行は直接権利行使できないという問題もあるようだ。信託銀行界では信託協会にワーキンググループをつくり、何ができるかを検討するこになつていて。

N A V の算出や取引の執行が重要な統制目的となる。監査法人関係者によれば、「1~2年は隠せても、3~4年は絶対それらに不正があれば」「1~2年は隠せても、3~4年は絶対に無理」とのこと。G P I F は運用受託機関に対し、内部統制監査を受けることを求めている。もつとも、こうした投資顧問会社側の自己規制は、投資家側からの圧力がなければワークしない。今回の報道合戦では、投資家としての能力に欠ける厚生年金基金側の実情にも光があられた。とくに総合型の厚生年金基金では、厚生労働省・旧社会保障庁のOBが多い。彼らは人事・労務の専門家ではあっても、金融の専門家ではない。それでも公的年金の運用・給付の

一部代行が認められているところに、厚生年金基金制度の矛盾の一端がある。分散投資など運用制限の必要性を強調する考え方でもみられるが、運用に枠をはめて予定利率が達成できないことが明らかとなれば、積み立て不足が拡大して母体企業の負担が増えるだけだ。

厚生労働省は3月5日、年金局長を長とするプロジェクトチームを設置し、厚生年金基金等の運用体制や今後の運用の方針等についての調査・検討を行うと発表した（辻副大臣を長とする新組織も近く立ち上がる予定）。代行運用制度の諸矛盾に對し、どこまでメスが入るのだろうか。



ふたたび年金基金問題がクローズアップ（時事）。

四半期財務諸表に関する会計基準

(1) 設 定(平成 19 年 3 月 14 日 ASBJ)

上場会社等が四半期報告開示制度に基づいて作成する四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 四半期会計期間

一事業年度（以下「年度」という。）が三か月を超える場合に、当該年度の期間を三か月ごとに区分した期間をいう。

(3) 期首からの累計期間

年度の期首から四半期会計期間の末日までの期間をいう。

(4) 四半期単位積上げ方式

四半期会計期間を一会計期間として三か月情報を作成し、各四半期会計期間の三か月情報を積み上げていく方式をいう。

(5) 累計差額方式

年度の財務諸表との整合性を重視して、四半期ごとに過去の四半期財務諸表を洗い替えて再計算することにより累計情報を作成し、三か月情報は当該四半期累計情報から直前の四半期の累計情報を差し引いて計算する方式をいう。

(6) 折衷方式

第3四半期の決算手続においては、中間財務諸表制度や中間納税制度との関係から、第2四半期までは累計差額方式で作成し、それに、四半期単位積上げ方式で作成した第3四半期の三か月情報を合算する方式をいう。

(7) 四半期財務諸表の範囲

B/S、P/L、C/Fとする。

(8) 会計処理の原則と手続

四半期特有の会計処理を除き、年度採用の会計処理に準拠する。

(9) 四半期特有の会計処理

- ①原価差異の繰延経理（年度末解消差異のみ）
- ②税金費用（税引前四半期純利益に見積実効税率を乗じて計算可）

(10) 注記事項

- ①重要な会計処理の原則及び手続の変更
- ②表示方法の変更
- ③1株当たり四半期損益（潜在株式調整後を含む）
- ④簡便的な会計処理の採用
- ⑤1株当たり純資産額
- ⑥継続企業の前提
- ⑦季節変動
- ⑧重要な保証債務と偶発債務
- ⑨重要な企業結合、事業分離
- ⑩重要な後発事象

(11) 有価証券の減損損失の取扱い

年度決算において有価証券の減損処理を行った場合には、当該切下げ後の価額を翌期首の取得原価とすることになり、減損損失の戻入れは認められない。

これに対して、四半期末に計上した減損損失については、継続適用を条件として、洗替え法と切放し法のいずれかの方法を選択適用できる。（適用指針4項、85項）

企業内容の開示に関する内閣府令

(1) 設 定(昭和 48 年 1 月 30 日 最終改正平成 23 年 9 月 30 日 内閣府令)

会計上の変更及び誤謬の改正に関する会計基準

(1) 設 定(平成 21 年 12 月 4 日 ASBJ)

会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計上の取扱い（開示を含む）を定めることを目的とする。

(2) 会計方針

財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

(3) 表示方法

財務諸表の作成にあたって採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

(4) 会計上の見積り

資産及び負債や収益及び費用等の額に**不確実性がある場合**において、**財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること**をいう。

(5) 会計上の変更

会計方針の変更、表示方法の変更及び会計上の見積りの変更をいう。過去の財務諸表における誤謬の訂正は、会計上の変更には該当しない。

(6) 会計方針の変更

従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。

(7) 表示方法の変更

従来採用していた一般に公正妥当と認められた表示方法から他の一般に公正妥当と認められた表示方法に変更することをいう。

(8) 会計上の見積りの変更

新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。

(9) 誤謬

原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤りをいう。

(10) 選及適用

新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理することをいう。

(11) 財務諸表の組替え

新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように表示を変更することをいう。

(12) 修正再表示

過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。

(13) 包括利益

ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。

(14) その他の包括利益

包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分をいう。

工事契約に関する会計基準

(1) 設 定(平成 19 年 12 月 27 日改正 ASBJ)

工事契約に係る収益(工事収益)及びその原価(工事原価)に関し、施工者における会計処理及び開示について定める。

(2) 工事契約

仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、**基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの**をいう。

(3) 工事契約に係る認識の単位

工事収益及び工事原価の認識に係る判断を行う単位をいう。工事契約という用語を用いる場合には、工事契約に係る認識の単位に属する範囲を指す。

(4) 工事契約に係る認識基準

工事契約に関して**工事収益及び工事原価を認識するための基準**をいい、工事進行基準と工事完成基準とがある。

(5) 工事進行基準

工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における**工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法**をいう。

(6) 工事完成基準

工事契約に関して、**工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法**をいう。

(7) 工事収益総額

工事契約において定められた、施工者が受け取る**対価の総額**をいう。

(8) 工事原価総額

工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための**支出の総額**をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算定する。

(9) 原価比例法

決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいう。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (120)

四半期財務諸表の性格付けについては、**実績主義**と**予測主義**がある。(1)両者の**意義**を述べた上で、(2)わが国の四半期財務諸表に関する会計基準が**実績主義**を採用した理由を4つあげなさい。

〈基本問題〉

1. 四半期連結財務諸表の四半期個別財務諸表への準拠性について述べなさい。
2. 四半期財務諸表の会計処理に関する継続性と首尾一貫性について述べなさい。

1. (1)実績主義の論拠一事業年度も四半期会計期間も、いずれも企業の全存続期間の一部を構成する。従って四半期財務諸表も年度ベースと同じ原則によって作成すべきである。
(2)予測主義の論拠一投資者は四半期の会計情報を当該事業年度の経営成果の予測のために利用するであろうことを考慮して、一事業年度の構成部分として会計情報を提供すべきである。
(3)実績主義の採用理由
 - ①恣意的な判断の介入の余地の排除と計算手續の明確化
 - ②十分な定性的情報や前年同期比較により季節変動性を克服できる
 - ③実績主義の方が実務処理が容易である
 - ④カナダ基準等においても、予測主義には弊害があり、実績主義が望ましいとされている。

問題 2 (125)

1. 四半期財務諸表に関する会計基準において認められている簡便的な会計処理について説明しなさい。
2. 四半期財務諸表の性格付けについて、実績主義を貫徹した場合には、売上原価や営業費用に関して**繰延処理**や**繰上計上**は認められないこととなる。しかしながら、四半期財務諸表に関する会計基準では、一定の条件を満たした場合には、継続適用を条件に、**原価差額**の繰延処理を、四半期特有の会計処理として認めている。その理由を述べなさい。

1. 簡便的な会計処理

- ① 一般債権の貸倒見積高の算定
- ② 実地棚卸省略
- ③ 棚卸資産の簿価切下げの会計処理
- ④ 原価差異の配賦方法
- ⑤ 減価償却費の算定における簡便的な会計処理
- ⑥ 税金費用の計算
- ⑦ 繰延税金資産の回収可能性判断
- ⑧ 重要性の乏しい連結会社の処理
- ⑨ 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去
- ⑩ 未実現損益の消去

2. 四半期特有の会計処理

(1) 見積実行税率による税金費用の計算

(2) 原価差異の繰延処理

より短い会計期間である四半期では、売上原価が操業度等により大きく変動し、売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されない可能性がある。このため例外的に、財務諸表の利用者に対して将来の業績予測に資する情報を提供することができる。

尚、収益については、その認識及び測定に季節的変動を考慮した例外的な取扱いは設けられていない。

問題 3 (129)

- 問 1 四半期財務諸表の範囲については、四半期株主資本等変動計算書を含める考え方と含めない考え方がある。(1)それぞれの考え方と(2)その論拠を述べ、(3)わが国の四半期財務諸表に関する会計基準が、いづれの考え方を採用しているか理由を付して述べなさい。
- 問 2 四半期損益計算書の開示方法を、その基礎となる考え方とともに3つあげなさい。
- 問 3 四半期決算手続の方式を3つあげ、それについて説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 四半期財務諸表における、収益の認識と測定について述べなさい。
2. 四半期財務諸表における、費用の認識と測定について述べなさい。
3. 四半期財務諸表における有価証券の減損処理等に伴う評価損の計上と年度決算における当該評価損の取扱いとの関係について述べなさい。

1. (1)年度の財務諸表との整合性を踏まえ、含めるとする考え方
(2)3表のみとし、株主資本に著しい変動があった場合にそれを注記すれば足りるという考え方
(3)四半期開示の適時性の観点から(2)の考え方を採用している
2. (1)四半期報告は年間の業績見通しの進捗度を示す情報を開示するという考え方から、期首からの累計期間を開示するという考え方
(2)収益動向を開示するという考え方に基づき、四半期会計期間のみを開示する
(3)(1)、(2)の両方ということで、(1)(2)ともに開示する(IFRS、我が国)
3. (1)四半期積上げ方式—3ヶ月情報を作成し積上げている方式
(2)累計差額方式—四半期ごとに過去から洗替えて作成し、3ヶ月情報は直前の四半期情報との差額とする方式
(3)折衷方式—第2四半期は固定し、それに第3四半期の3ヶ月情報を合算する方式

“60秒でサッと読みます”

複式会計の効用の拡張



(仕事に役立つ新しい会計 12)

平成 24 年 3 月 28 日 (水)

複式簿記の複式と言われる所以は、財産計算（貸借対照表 B/S）と利益計算（損益計算書 P/L）を有していることによる。即ち、**財産の増減を B/S で計算し、その成果である利益の内容と理由を P/L で説明する**。この二段がまえ（複式記入）の構造によって、貨幣単位で経営の状態と成果を説明することが出来る。これが複式簿記、即ち現代の会計の役割であり、利用者に対する効用である。会計を役に立つものとするには、この複式簿記そのものである B/S（財産計算）と P/L（利益計算）から出発し、**拡張すべき**である。

次に、利益の増減と同時に大切な資金（現預金）の増減がある。P/L は B/S の重要項目である純財産の期間差額、即ち 2 期間の純財産の増減（利益）の説明である。そして、利益の増減と併せて重要な財務情報、資金（現預金）の増減を説明するものがキャッシュ・フロー計算書（C/F）である。

B/S の作成	P/L の作成	C/F の作成
2 期間の資金差額		資金の増減内容の説明
2 期間の財産差額	利益の形成内容の説明	
財産状態の説明		
(①時点の財産説明)	(②期間の利益説明)	(③期間の資金説明)

更に、B/S の期間差額の説明表として作成された P/L と C/F の効用をより高めるためには、P/L と C/F の期間差額を説明することが必要である。

P/L の変化	C/F の変化
2 期間の利益の増減変化	2 期間の資金の増減変化
(④利益の変化率の説明)	(⑤資金の変化率の説明)

つまり、現状では 5 段階（①～⑤）の計算を経て会計の効用が拡張されている。①はある一定時点の財産状態計算、②と③はある期間（時間）の利益と資金の成果計算である。即ち①は例えば、自動車の説明、②と③は時間における成果計算、自動車が一定時間（年間）に何km走ったか、走行した距離（成果）の説明である。

それに対して④と⑤はその距離（成果）の変化の状況の説明、言って見れば変化率の計算、自動車が一期間に何kmで走行したかという時速の説明となる。即ち、距離の時間に対する変動率、距離を時間で微分した速度の説明である。ここに会計の計算に微分・積分を必要とし、それによって**会計の質的拡張を図る余地がある**。